札幌市私立認可保育所等に対する各種補助金交付要綱

（平成 20 年３月 10 日　子ども未来局長決裁）
一部改正　平成 21 年３月 11 日
一部改正　平成 22 年３月 25 日
一部改正　平成 23 年３月 31 日
一部改正　平成 24 年３月 30 日
一部改正　平成 25 年３月 29 日
一部改正　平成 26 年３月 31 日
一部改正　平成 27 年３月 31 日
一部改正　平成 28 年３月 31 日
一部改正　平成 29 年３月 31 日
一部改正　平成 30 年３月 30 日
一部改正　平成 31 年３月 27 日
一部改正　令和 ２年３月 30 日
一部改正　令和 ３年３月 31 日
一部改正　令和 ４年３月 31 日
一部改正　令和 ５年３月 31 日
一部改正　令和 ６年３月 31 日

（趣　旨）

第１条　この要綱は、札幌市の保育所制度の充実強化とその適正化を図るため、認可保育所等に対して、予算の範囲内においてその運営に関わる経費の一部を補助することについて必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　認可保育所　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 35 条第 4 項の認可を受け、現に法第 24 条第 1 項に規定する保育を必要とする児童の保育を実施している保育所をいう。

⑵　幼保連携型認定こども園　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 7 項の認定を受け、満 3 歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を行う施設をいう。

⑶　保育所型認定こども園　法第 39 条第 1 項に規定する施設であり、かつ、認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けている施設をいう。

⑷　保育所等　前 3 号に掲げる施設をいう。

⑸　2･3 号認定子ども　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 19 条第 1 項第 2 号（教育標準時間を除く）または第 3 号の規定にもとづき、保育を受けることを市町村から認定された児童のことをいう。

(6)　設置事業者　第4号に掲げる保育所等の設置者をいう。
(7)　補助事業者　前号に掲げる設置事業者のうち、本要綱に基づく補助金の交付決定または交付を受けた者をいう。
(8)　私保連　一般社団法人 札幌市私立保育連盟をいう。
(9)　保育士　法第18条の18第1項の規定により登録を受けた者をいう。
(10)　保育教諭　幼稚園の教諭の普通免許状（教育教員免許（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有し、かつ、法第18条の18第1項の規定により登録を受け、2･3号認定子どもの保育に従事する者をいう。
(11)　保育士等　前2号掲げる保育士、保育教諭をいう。
(12)　看護師等　保健師、看護師又は准看護師をいう。
(13)　調理員等　保育所等において、2･3号認定子どもの給食業務に従事する者をいう。
(14)　累積繰越金率　資金収支決算内訳表における当該施設経理区分の「当期末支払資金残高」、及び社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）第26条第2項に規定するその他の積立金のうち当該施設経理区分にかかる「積立金」の合計額が、資金収支決算内訳表における当該施設経理区分の「事業活動収入計」、「施設整備等収入計」、「その他の活動収入計」の合計額（ただし、「施設整備等補助金収入」、「施設整備等寄附金収入」、「設備資金借入金収入」、「長期運営資金借入金収入」、「人件費積立資産取崩収入」、「修繕積立資産取崩収入」、「備品等購入積立資産取崩収入」、「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を除く。）に占める割合をいう。

なお、「積立金」の額は、学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、札幌市私立保育所設置認可等要綱(平成13年3月30日保健福祉局長決裁)第13条により作成される「積立金・積立資産明細書」に記載される当該施設経理区分にかかる積立金をいう。

（補助金の種類）

第３条　この要綱に定める補助金の種類は、次の各号に定めるところによる。
(1)　加配保育士等雇用促進補助金
(2)　調理員パート雇用費補助金
(3)　私保連運営費補助金
(4)　私保連等共同研修費補助金
(5)　保育所等損害賠償責任保険料補助金
(6)　保育所等特殊健康診断費補助金

（加配保育士等雇用促進補助金の対象事業費）

第４条　第3条第１号に掲げる加配保育士等雇用促進補助金の対象事業費は、次に掲げる費用とする。ただし、当該費用のうち、札幌市の他の補助金の対象となる費用は除くものとする。
(1)　認可保育所においては、特定教育・保育等に要する費用の額に算定する基準等の改正に伴う実施上の留意事項通知（平成28年府子本第571号・28文科初727号・雇児発0823第１号）の別紙２（保育所（保育認定２・３号））Ⅱ基本部分１基本分単価において配置される職員数のほかに、保育士等又は看護師等を雇用するために要する費用（支援制度担当部長が定める基本加算部分及び特定加算部分の給付対象となる保育士等及び看護師等に係

るものを除く。）とする。

⑵　幼保連携型認定こども園においては、特定教育・保育等に要する費用の額に算定する基準等の改正に伴う実施上の留意事項通知（平成 28 年府子本第 571 号・28 文科初 727 号・雇児発 0823 第１号）の別紙４（認定こども園（保育認定２・３号））Ⅱ基本部分１基本分単価において配置される職員数のほかに、保育士等又は看護師等を雇用するために要する費用（支援制度担当部長が定める基本加算部分及び特定加算部分の給付対象となる保育士等及び看護師等に係るものを除く。）とする。なお、幼保連携型認定こども園の職員は、２・３号認定子どもの保育に従事する職員に限る。

⑶　保育所型認定こども園においては、前号の規定を準用する。

（調理員パート雇用費補助金の対象事業費）

第５条　第３条第２号に掲げる調理員パート雇用費補助金の対象事業費は、次の各号に掲げる費用とする。

⑴　当該保育所等の給食の調理業務を補助させる調理員等を雇用するために要する費用。

⑵　給食の調理業務を委託する場合は、当該委託費における調理員等の人件費相当額。

（私保連運営費補助金の対象事業費）

第６条　第３条第３号に掲げる私保連運営費補助金の対象事業費は、私保連の運営にかかる経費のうち、事業費を除いた人件費、物件費等の運営事務費とする。

（私保連等共同研修費補助金の対象事業費）

第７条　第３条第４号に掲げる私保連等共同研修費補助金の対象事業費は、次の各号に掲げる費用とする。ただし、補助対象とする保育所等職員は正職員とする。

⑴　私保連が開催または参加を企画した保育所等職員の保育の質の向上を目的とした研修のために要する費用。

⑵　私保連が各保育所等に実施または参加の企画を委託した保育所等職員の保育の質の向上を目的とした研修のために要する費用。

⑶　私保連に未加盟の保育所等が、共同して開催または参加を企画した保育所等職員の保育の質の向上を目的とした研修のために要する費用。

（保育所等損害賠償責任保険料補助金の対象事業費）

第８条　第３条第５号に掲げる保育所等損害賠償責任保険料補助金の対象事業費は、私保連または設置事業者が実施する民間保険機関の保育所等損害賠償責任保険の加入に要する費用とする。

２　前項の設置事業者には、第２条の規定にかかわらず、特定地域型保育事業（支援法第 29 条第１項の規定による確認を受け、法第 34 条の 15 第２項の規定による認可を受けた事業所をいう。以下「地域型保育事業」という。）を行うものを含むものとする。

（保育所等特殊健康診断費補助金の対象事業費）

第９条　第３条第６号に掲げる保育所等特殊健康診断費補助金の対象事業費は、次の各号に掲げる費用とする。

⑴　私保連または設置事業者が実施する保育士等、看護師等及び調理員等の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条に規定する雇入れ時の健康診断及び第 44 条第１項に規定する定期健康診断とは別の特殊健康診断の受診に要する費用。ただし、臨時的任用の保育士等、看護師等及び調理員等については、当該年度の４月１日現在において過去１

年間引き続き保育所等に勤務し、4月1日以降においても引き続き1年以上の雇用契約が締結されており、かつ受診日において、当該保育所等に勤務している者を対象とする。なお、特殊健康診断の内容は、札幌市立保育所に勤務している保育士等、看護師等及び調理員等に対する健康診断の内容に準じたものとする。

(2) 私保連または設置事業者が実施する調理員等の食中毒定期糞便検査（赤痢菌培養検査及びサルモネラ菌培養検査をいう）及び腸管出血性大腸菌糞便検査に要する費用。ただし、１施設につき月１回３名（夜間保育を実施している施設については、月１回４名）を上限とする。

２　前項各号の設置事業者には、第2条の規定にかかわらず、地域型保育事業を行うものを含むものとする。

（補助金額の算定）

第10条　第3条第1号から第5号に掲げる補助金の額は、別表1に定めるところにより算定した額とする。第6号に掲げる補助金の額は、実費経費とするが、食中毒糞便検査費については別表1に定めるところにより算定した額とする。

２　第1項の規定にかかわらず、第3条第1号から第2号に掲げる補助金の額は、第1項の規定により算定した額から、前々年度の累積繰越金率の次表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる減額率を当該金額に乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園は、本項の規定を適用しない。

累積繰越金率区分	減額率
30%以上40%未満	50%
40%以上50%未満	70%
50%以上	100%

（補助金の交付申請）

第11条　設置事業者または私保連は、この要綱に基づく補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次の各号に定める書類を添えて、別表3に定める期日までに市長に提出するものとする。

(1) 私保連運営費補助金、私保連等共同研修費補助金　事業計画書及び収支予算書

(2) 加配保育士等雇用促進補助金、調理員パート雇用費補助金　事業計画書

(3) 保育所等損害賠償責任保険料補助金　保育所等損害賠償責任保険料見積書

(4) 保育所等特殊健康診断費補助金　特殊健康診断受診者名簿及び特殊健康診断受診料領収書

ただし、糞便検査に要する費用に係る補助金ついては、糞便検査受診者名簿及び糞便検査受診料見積書

（補助金の交付決定）

第12条　市長は、前条に定める補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金額を決定し、補助金交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 13 条　市長は、前条により補助金額を決定したときは、補助事業者の申出に基づき、別表３に定める額を上限として概算交付することができる。ただし、第 11 条第 4 項に規定する補助金(ただし書きの検査を除くもの)及び年度途中に開設した保育所等にかかる補助金の交付は、市長が別に定める。

（補助金の変更交付申請）

第 13 条の２　補助事業者からの交付申請後に、事業内容を変更する申出があった場合、市長が必要と認めるときは、補助事業者に変更交付申請書を提出させることができる。

（補助金の変更交付決定）

第 13 条の３　市長は、第 13 条の２に定める、変更交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、内容が適当であると認めるときは、補助金額の変更を決定し、補助金変更交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

（事業実績報告）

第 14 条　補助事業者は、補助対象事業が終了したときは、事業実績報告書に次の各号に定める書類を添えて、当該年度の３月 31 日までに市長に提出するものとする。

⑴　私保連運営費補助金、私保連等共同研修費補助金、保育所等特殊健康診断費補助金のうち糞便検査に要する費用に係る補助金　収支決算書及び第７条第２号及び第３号に掲げる費用にかかる補助金の交付を受けた場合にあっては各保育所等が実施した研修実績報告書

⑵　加配保育士等雇用促進補助金　収支決算書、賃金（手当）領収書若しくは支給台帳の写しまたはこれらに準ずる書類

⑶　調理員パート雇用費補助金

ア　給食の調理業務を補助させる調理員等を雇用する場合　収支決算書及び賃金（手当）領収書若しくは支給台帳の写しまたはこれらに準ずる書類

イ　給食の調理業務を委託する場合　収支計算書及び委託費における調理員等の人件費相当額が確認できる書類

⑷　保育所等損害賠償責任保険料補助金　収支決算書及び領収書

（補助金額の確定）

第 15 条　市長は、前条に定める事業実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、補助条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、補助金確定通知書により、当該報告者に通知するものとする。

（補助金の精算）

第 16 条　市長は、前条に定める補助金の確定額が、既に交付した補助金額を超えるときは、確定額に不足する額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第 17 条　市長は、補助事業者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部ま

たは一部を取消すことができる。

(1) 補助条件に違反したとき

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき

(3) 法令またはこれに基づく処分に違反したとき

(4) その他市長が補助することを不適当と認めたとき

2　前項の規定は、第16条に定める補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3　市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条　市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（加算金及び延滞金）

第19条　補助事業者は、第17条第1項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2　補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

3　市長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができる。

（他の補助金等の一時停止等）

第20条　市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（立入調査等）

第21条　市長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、補助対象事業者に対して報告をさせ、または当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（委　任）

第22条　この要綱の実施に当たり、その他の必要な事項は支援制度担当部長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成20年3月10日から施行し、4月1日から適用する。

（累積繰越金率による補助金減額措置の特例）

2　第10条第2項の表中、「累積繰越金率区分」欄の「30%以上40%未満」及び「40%以上

50％未満」の区分は、当分の間、当該年度の末日までに、施設の新築の日から市長が別に定める年数を経過する保育所等（札幌市老朽民間保育所改築費補助金交付要綱（平成20年２月28日中田副市長決裁）に基づき、同要綱別表１に定める大規模修繕等について補助金の交付を受け、市長が当該事業の完了を確認した日以降、直近の４月１日から起算して15年間を経過していない施設を除く。）には適用しない。なお、保育所等の施設を賃借している場合には、この規定は適用しない。

３　要綱別紙「附則第２項において市長が定める経過年数について」に定める年数を経過して増改築を行った保育所等は、要綱第10条第2項の表中「累積繰越金率区分」欄の「30％以上40％未満」、「40％以上50％未満」及び「50％以上」の区分に該当している場合であっても増改築を行った翌年度に限り当該減額率を適用しない。

附　則

１　この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定によってなされた交付決定その他の行為は、この要綱の相当規定によってなされた交付決定その他の行為とみなす。

附　則

１　この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成23年２月16日から施行し、平成22年　６月１日から適用する。

附　則

１　この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表 1

各 種 補 助 金 基 準 表

補助金の種類	基準額の算定方法	摘　　要	補助金額
(1) 加配保育士等雇用促進補助金			第４条から第５条に掲げる対象事業費の実支出額と左記基準額のいずれか少ない方の額とする。
雇用費	基準単価 × 基準数値 補助単価 × 補助基準日数 (別表2のとおり)　(別表2のとおり)		
正職加算 （１人目） 利用定員91人以上 利用定員90人以下	基準単価 × 基準数値 252,710円/月 × 12月 134,900円/月 × 12月	正職加算は、月初日に第4条に掲げる基準保育士等数を超えて正職員（雇用期間の定めのない職員。以下同様とする。）が在籍する月のみを対象とする。	
正職加算 （２人目） 利用定員91人以上 利用定員90人以下	基準単価 × 基準数値 252,710円/月 × 12月 252,710円/月 × 12月		
(2) 調理員パート雇用費補助金	基準単価 × 基準数値 989円/時 × 勤務時間×292日	調理員パート雇用費補助金は、月初日に調理員等に正職員が在籍する月のみを対象とする。（調理業務を委託する場合を除く。） 勤務時間は、次のとおりとする。 ○ 乳児・幼児専門園 利用定員120人以上　4時間 利用定員120人未満　3時間 ○ 併設園 利用定員 90人以上　5時間 利用定員 90人未満　4時間	
(3) 私保連運営費補助金	基準単価 × 基準数値 225円/人 × 利用定員合計	左記のほかに、事務職員人件費として、5,400千円（1人分）を加算する。	左記基準額とする。
(4) 私保連等共同研修費補助金	基準単価 × 基準数値 4,500円/人 × 職員数合計		第７条から第９条に掲げる対象事業費の実支出額と左記基準額のいずれか少ない方の額とする。
(5) 保育所等損害賠償責任保険料補助金	基準単価 × 基準数値 340円/人 × 利用定員合計		
(6) 保育所等特殊健康診断費補助金			
食中毒糞便検査費	基準単価 × 基準数値 600円/人 × 実施人数合計	基準単価には消費税を加え、円未満は切り捨てとする。	

注１）表中、利用定員及び職員数とは、２・３号認定子どもの利用定員、及び２・３号認定子どもの保育に従事する正職員をいう。

注２）利用定員及び職員数は、４月１日現在における数とし、４月２日以降に開設した保育所については、開設時における数とする。

注３）年度の途中に開設する保育所に対する補助金額は、月割で算定するものとする。

注４）４月２日以降において利用定員を変更した場合は、その補助金額はそれぞれの基準数値により月割で算定するものとする。

注５）補助金額の算定の際に月割計算をする場合は、小数点以下の端数を切り捨てるものとする。

別表　２

加配保育士等雇用促進補助金（雇用費）基準表

<table>
<tr><th>入所児童の
年齢区分</th><th>利用定員
（人）</th><th>補助基準日数
（日）</th><th>補助単価
（円）</th></tr>
<tr><td>０歳～２歳未満児</td><td>30</td><td>665</td><td rowspan="12">７，９５０円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">０歳～２歳</td><td>20</td><td>412</td></tr>
<tr><td>30</td><td>632</td></tr>
<tr><td rowspan="4">１歳１０か月
～
５歳児</td><td>60</td><td>442</td></tr>
<tr><td>90</td><td>487</td></tr>
<tr><td>120</td><td>747</td></tr>
<tr><td>150</td><td>790</td></tr>
<tr><td>３歳～５歳児</td><td>20</td><td>124</td></tr>
<tr><td rowspan="6">０歳～５歳児</td><td>45</td><td>713</td></tr>
<tr><td>60</td><td>732</td></tr>
<tr><td>90</td><td>763</td></tr>
<tr><td>120</td><td>1,024</td></tr>
<tr><td>150</td><td>1,064</td></tr>
<tr><td>151～</td><td>1,120</td></tr>
</table>

注１）表中、利用定員とは、２・３号認定子どもの利用定員をいう。

注２）定員が上記の中間に該当する場合は、直近上位の区分とする。

注３）定員は、４月１日現在における数とし、４月２日以降に開設した保育所等については、開設時における数とする。

注４）年度の途中に開設する保育所等に対する補助金額は、月割で算定するものとする。

注５）４月２日以降において利用定員を変更した場合は、各月初日の利用定員より、月割で算定するものとする。

注６）補助金額の算定の際に月割計算をする場合は、小数点以下の端数を切り捨てるものとする。

別表　３

各種補助金の申請提出月、概算交付時期及び交付額

補助金の種類	申請提出期日	概算交付時期	概算交付額
(1) 加配保育士等雇用促進補助金	・７月下旬	・９月中旬 ・１月中旬	第１回目:交付決定額の２/３ 第２回目:交付決定額の１/３又は変更決定に基づく額
(2) 調理員パート雇用費補助金			
(3) 私保連運営費補助金	・５月中旬	・６月中旬	全額
(4) 私保連等共同研修費補助金	・６月中旬	・７月中旬	全額
(5) 保育所等損害賠償責任保険料補助金	・別に指示する日	・別に指示する日	
(6) 保育所等特殊健康診断費補助金	・６月下旬 （糞便） ・２月下旬 （腰痛）	・7月下旬 （糞便）	全額

注１）年度の途中に開設する保育所等はこの限りではなく、速やかに申請書を提出させるものとする。